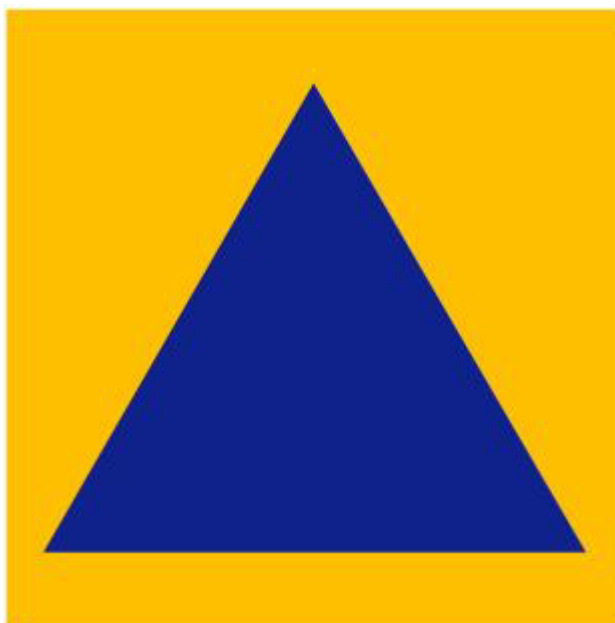


# 大田原市国民保護計画

(概要版)



大 田 原 市

## 目 次

第 1 編 総論	1
第 1 章 市の責務、計画の位置づけ	1
第 2 章 国民保護措置に関する基本方針	2
第 3 章 国民の保護に関する措置の仕組み	3
第 4 章 市国民保護計画が対象とする事態	3
第 2 編 平素からの備えや予防	4
第 1 章 組織・体制の整備等	4
第 2 章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え	4
第 3 章 物資及び資材の備蓄、整備	4
第 4 章 国民保護に関する啓発	5
第 3 編 武力攻撃事態等への対処	5
第 1 章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置	5
第 2 章 市対策本部の設置	5
第 3 章 関係機関相互の連携	6
第 4 章 警報及び避難の指示等	6
第 5 章 救援	8
第 6 章 安否情報の収集・提供	8
第 7 章 武力攻撃災害への対処	9
第 8 章 被災情報の収集及び報告	10
第 9 章 保健衛生の確保その他の措置	10
第 10 章 国民生活の安定に関する措置	11
第 11 章 特殊標章等の交付及び管理	11
第 4 編 復旧等	11
第 1 章 応急の復旧	11
第 2 章 武力攻撃災害の復旧	11
第 3 章 国民保護措置に要した費用の支弁等	11
第 5 編 緊急対処事態への対処	12

# 総論

## 第1章 市の責務、計画の位置づけ

### 1 市の責務

市は、武力攻撃事態等において、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（以下「国民保護法」という。）、その他の法令、国民の保護に関する基本指針及び県の国民の保護に関する計画（以下「県国民保護計画」という。）を踏まえ、市の国民の保護に関する計画（以下「市国民保護計画」という。）に基づき、国民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、自ら国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）を的確かつ迅速に実施し、その区域において関係機関が実施する国民保護措置を総合的に推進します。

#### 【武力攻撃】

我が国に対する外部から武力攻撃

#### 【武力攻撃事態】

武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態

#### 【国民保護措置】

武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、又は武力攻撃が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにするための措置

### 2 市国民保護計画の位置づけ

市は、国民保護法第35条の規定に基づき、市国民保護計画を作成しています。

### 3 市国民保護計画に定める事項

市国民保護計画においては、市内の区域に係る国民保護措置の総合的な推進に関する事項、市が実施する国民保護措置に関する事項等国民保護法第35条第2項各号に掲げる事項について定めています。

【国民保護法第35条】市町村長は、都道府県の国民の保護に関する計画に基づき、国民の保護に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の国民の保護に関する計画に定める事項は、次のとおりとする。

- 一 当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置の総合的な推進に関する事項
- 二 市町村が実施する第十六条第一項及び第二項に規定する国民の保護のための措置に関する事項
- 三 国民の保護のための措置を実施するための訓練並びに物資及び資材の備蓄に関する事項
- 四 国民の保護のための措置を実施するための体制に関する事項
- 五 国民の保護のための措置の実施に関する他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項
- 六 前各号に掲げるもののほか、当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し市町村長が必要と認める事項

## 第2章 国民保護措置に関する基本方針

### 1 基本的人権の尊重

市は、国民保護措置の実施に当たっては、日本国憲法の保障する国民の自由と権利を尊重することとし、国民の自由と権利に制限が加えられるときであっても、その制限は必要最小限のものに限り、公正かつ適正な手続の下に行います。

### 2 国民の権利利益の迅速な救済

市は、国民保護措置の実施に伴う損失補償、国民保護措置に係る不服申立て又は訴訟その他の国民の権利利益の救済に係る手続について、できる限り迅速に処理するよう努めます。

### 3 国民に対する情報提供

市は、武力攻撃事態等においては、国民に対し、国民保護措置に関する正確な情報を、適時に、かつ、適切な方法で提供します。

### 4 関係機関相互の連携協力の確保

市は、平素から国、県、近隣市町並びに関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関と相互の連携体制の整備に努めます。

#### 【指定公共機関】

独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの

#### 【指定地方公共機関】

都道府県の区域において電気、ガス、輸送、通信、医療その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び地方独立行政法人で、あらかじめ当該法人の意見を聴いて当該都道府県の知事が指定するもの

### 5 国民の協力

市は、国民保護法の規定により国民保護措置の実施のため必要があると認めるときは、国民に対し、必要な援助について協力を要請します。この場合において、国民は、その自発的な意思により、必要な協力をするよう努めるものとし、また、市は、消防団及び自主防災組織の充実・活性化、ボランティアへの支援に努めます。

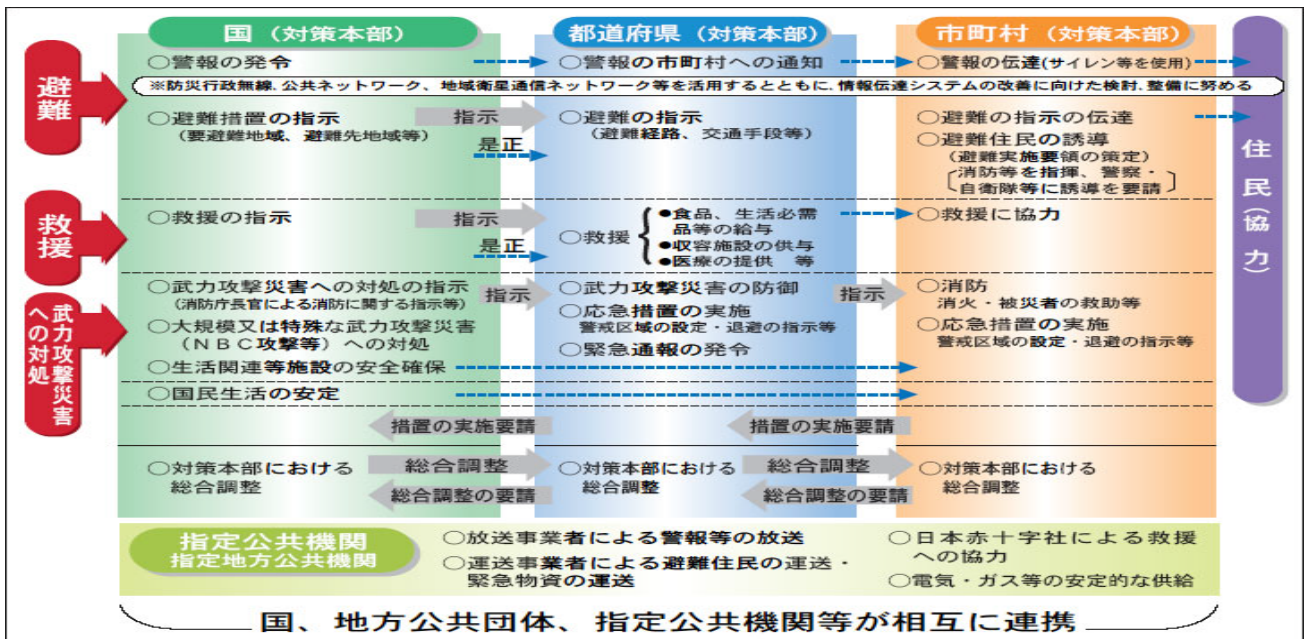
### 6 高齢者、障害者等への配慮

市は、国民保護措置の実施に当たっては、高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の保護について留意します。

### 7 国民保護措置に従事する者等の安全の確保

市は、国民保護措置に従事する者の安全の確保に十分に配慮します。

### 第3章 国民の保護に関する措置の仕組み



### 第4章 市国民保護計画が対象とする事態

#### 1 武力攻撃事態

市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、県国民保護計画において想定されている次の4類型を対象とします。

- (1) 着上陸侵攻
- (2) ゲリラや特殊部隊による攻撃
- (3) 弾道ミサイル攻撃
- (4) 航空攻撃

#### 2 緊急処理事態

市国民保護計画においては、緊急処理事態として、県国民保護計画において想定されている次に掲げる事態例を対象とします。

- (1) 攻撃対象施設等による分類
  - 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
  - ・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、ダム破壊
  - 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
  - ・大規模集客施設、列車等の爆破
- (2) 攻撃手段による分類
  - 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
  - ・爆薬の爆発による放射能の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入
  - 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
  - ・航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ、弾道ミサイル等の飛来

## 平素からの備えや予防

### 第1章 組織・体制の整備等

#### 1 市における組織・体制の整備

市は、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため、国民保護措置の実施に必要な組織及び体制、職員の配置及びサービス基準等の整備を図ります。

#### 2 関係機関との連携体制の整備

市は国民保護措置を実施するに当たり、国、県、他の市町、指定公共機関、指定地方公共機関その他の関係機関と相互に連携協力することが必要不可欠であるため、関係機関との連携体制の整備を図ります。

#### 3 通信の確保

市は、国民保護措置の実施に関し、非常通信体制の整備、重要通信の確保に関する対策を推進し、非常通信協議会との連携に配慮します。

#### 4 情報収集・提供等の体制整備

市は、武力攻撃事態の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備します。

#### 5 研修及び訓練

市職員は、住民の生命、身体及び財産を保護する責務を有していることから、研修を通じて国民保護措置の実施に必要な知識の習得に努めるとともに、実践的な訓練を通じて武力攻撃事態等における対処能力の向上に努めます。

### 第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え

#### 1 基礎的資料の収集

市は、迅速に避難住民の誘導を行うことができるよう、住宅地図、道路網のリスト、避難施設のリスト等必要な基礎的資料を準備します。

#### 2 高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮

市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、災害時要援護者対応マニュアルを作成し、避難対策を講じます。

#### 3 避難実施要領のパターンの作成

市は、関係機関と緊密な意見交換を行いつつ、消防庁が作成するマニュアルを参考に、季節の別、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成します。

### 第3章 物資及び資材の備蓄、整備

市は、住民の避難や避難住民等の救援に必要な物資や資材について、備蓄し、又は調達体制を整備します。

## 第4章 国民保護に関する啓発

市は、武力攻撃災害による被害を最小限化するためには、住民が国民保護に関する正しい知識を身につけ、武力攻撃事態等において適切に行動する必要があることから、国民保護に関する啓発や武力攻撃事態等において住民がとるべき行動等に関する啓発を行います。

### 武力攻撃事態等への対処

#### 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

##### 1 緊急事態連絡室の設置

市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、市としての確かつ迅速に対処するため、速やかに「緊急事態連絡室」を設置します。

##### 2 初動措置の確保

市は、「緊急事態連絡室」において、各種の連絡調整に当たるとともに、現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行います。

#### 第2章 市対策本部の設置

##### 1 市対策本部の設置

市長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて市対策本部を設置すべき指定の通知を受けた後、直ちに市対策本部を設置します。

##### 2 市現地対策本部の設置

市長は、被災現地における国民保護措置の確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、市対策本部の事務の一部を行うため、市現地対策本部を設置します。

##### 3 現地調整所の設置

市長は、武力攻撃による災害が発生した場合、その被害の軽減及び現地において措置に当たる要員の安全を確保するため、現場における関係機関の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、関係機関との情報共有及び活動調整を行います。

### 第3章 関係機関相互の連携

#### 1 国・県の対策本部との連携

市は、県の対策本部及び、県を通じ国の対策本部と各種の調整や情報共有を行うこと等により密接な連携を図ります。

#### 2 知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等への措置要請

市は、市の区域における国民保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、知事、指定行政機関の長、指定地方行政機関の長等に対し、その所掌事務に係る国民保護措置の実施に関し必要な要請を行います。

##### 【指定行政機関】

内閣府及び各省庁など国の中央機関で、政令で定めるもの

##### 【指定地方行政機関】

指定行政機関の地方支分部局その他の国の地方行政機関で、政令で定めるもの

#### 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め

市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求めます。

#### 4 他の市町村長等への応援の要求

市長等は、必要があると認めるときは、他の市町村長等に対して応援を求めます。

#### 5 市の行う応援

市は、他の市町村から応援の求めがあった場合には、正当な理由のある場合を除き、必要な応援を行います。

#### 6 ボランティア団体等に対する支援等

市は、自主防災組織や自治会長等による警報の内容の伝達及び避難住民の誘導等の実施に関する協力について、適切な情報の提供や活動に対する資材の提供等、必要な支援を行います。また、市は県と連携して、ボランティア関係団体等と相互に協力し、被災地又は避難先地域におけるニーズや活動状況の把握、ボランティアへの情報提供、ボランティアの生活環境への配慮を行います。

#### 7 住民への協力要請

市は、国民保護法の規定により避難住民の誘導、避難住民等の救援、消火、負傷者の搬送、被災者の救助その他の武力攻撃災害への対処に関する措置を行うために必要があると認めるときは、住民に対し、必要な援助についての協力を要請します。

### 第4章 警報及び避難の指示等

#### 1 警報の伝達

市は、県から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定められた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体に警報の内容を伝達します。

## 2 避難住民の誘導等

### (1) 避難の指示の通知・伝達

市長は、知事が避難の指示を迅速かつ的確に避難の指示を行えるよう、事態の状況を踏まえ、被災情報や現場における事態に関する情報、避難住民数及び避難誘導の能力等の状況について、収集した情報を迅速に県に提供します。

市長は、知事による避難の指示が行われた場合には、警報の内容の伝達に準じて、その内容を、住民に対して迅速に伝達します。

### (2) 避難実施要領の策定

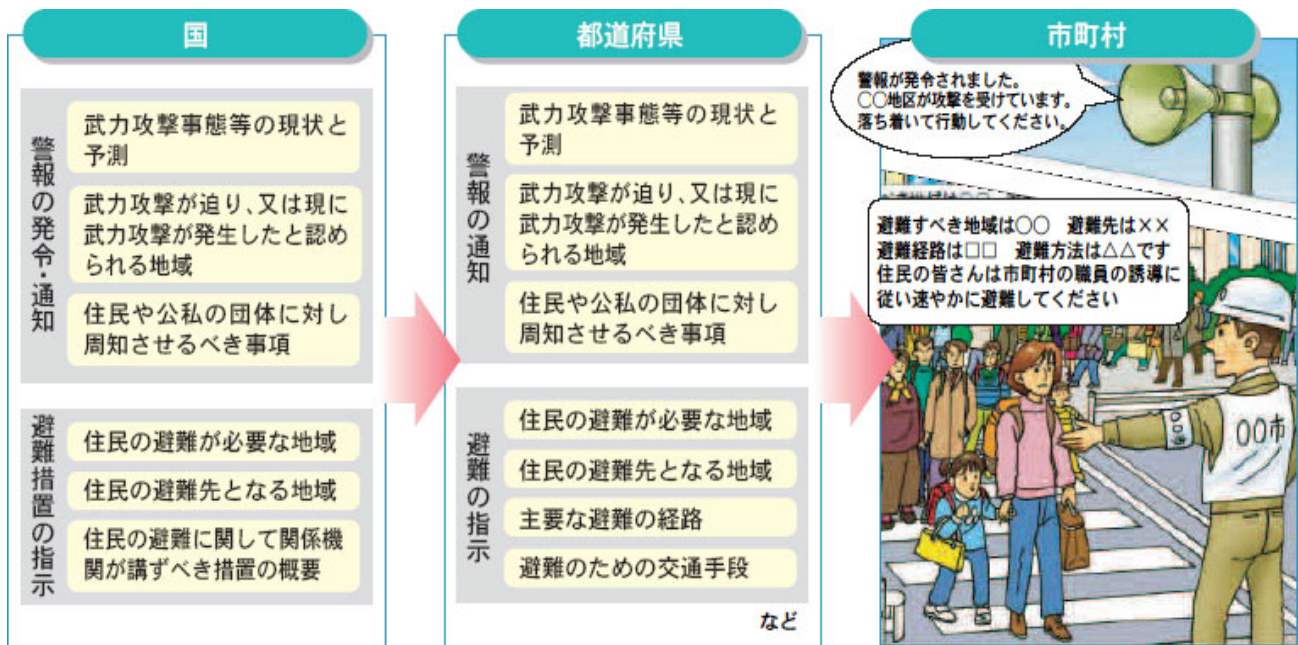
市長は、避難の指示の通知を受けた場合は、直ちに避難の指示の内容に応じた避難実施要領の案を作成するとともに、当該案について、各執行機関、消防機関、県、県警察及び自衛隊等の関係機関の意見を聴いた上で、迅速に避難実施要領を策定します。

市長は、避難実施要領を策定後、直ちにその内容を、住民及び関係のある公私の団体に伝達します。

### (3) 避難住民の誘導

市長は、避難実施要領で定めるところにより、市の職員並びに消防団長を指揮し、避難住民を誘導します。

また、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者及び障害者団体等と協力して、災害時要援護者への連絡、運送手段の確保を的確に行います。



## 弾道ミサイル攻撃の場合

弾道ミサイル攻撃においては、実際に弾道ミサイルが発射されたとの警報が発令されたときは、住民は屋内に避難することが基本であります。（できるだけ近傍のコンクリート造り等の堅ろうな施設や建築物の地階等の地下施設に避難する。）

また、急襲的に航空攻撃が行われる場合についても、弾道ミサイルの場合と同様の対応をとるものとする。

## ゲリラ・特殊部隊による攻撃の場合

ゲリラ・特殊部隊による攻撃からの避難は、多くの場合は、攻撃の排除活動と並行して行われることが多いことから、警報の内容等とともに、現場における自衛隊及び県警察からの情報や助言等を踏まえて、最終的には、住民を要避難地域の外に避難させることとなる。その際、武力攻撃がまさに行われており、住民に危害が及ぶおそれがある地域については、攻撃当初は一時的に屋内に避難させ、移動の安全が確保された後、適当な避難先に移動させることが必要となります。

## 着上陸侵攻の場合

大規模な着上陸侵攻やその前提となる反復した航空攻撃等の本格的な侵略事態に伴う避難については、事前の準備が可能である一方、国民保護措置を実施すべき地域が広範囲となり、県の区域を越える避難に伴う我が国全体としての調整等が必要となり、国の総合的な方針を待って対応することが必要となります。

## 第5章 救援

市長は、知事から実施すべき措置の内容及び期間の通知があったときは、収容施設の供与、食品・飲料水及び生活必需品等の給与又は貸与、医療の提供及び助産、被災者の捜索及び救出等の措置を関係機関の協力を得て行います。

## 第6章 安否情報の収集・提供

### 1 安否情報の収集

市は、避難所において安否情報の収集を行うほか、市が管理する学校等からの情報収集、県警察への照会などにより安否情報の収集を行います。

### 2 安否情報の照会に対する回答

市は、住民からの安否情報の照会について、原則として安否情報省令に規定する様式を提出することにより受付け、当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か及び武力攻撃災害により死亡し、又は負傷しているか否かの別を回答します。

## 第7章 武力攻撃災害への対処

### 1 武力攻撃災害への対処

市長は、国や県等の関係機関と協力して、市の区域に係る武力攻撃災害への対処のために必要な措置を講じます。

#### 【武力攻撃災害】

武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

### 2 応急措置等

#### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、住民に対し退避の指示を行います。

#### (2) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行います。

#### (3) 応急公用負担

市長は、武力攻撃災害への対処に関する措置を講ずるための緊急の必要があると認めるときは、他人の土地、建物その他の工作物の一時使用等の措置を講じます。

#### (4) 消防に関する措置

市長は、消防機関による武力攻撃災害への対処措置が適切に行われるよう、武力攻撃等や被害情報の早急な把握に努めるとともに、県警察等と連携し、効率的かつ安全な活動が行われるよう必要な措置を講じます。

#### (5) 医療機関との連携

市長は、消防機関とともに、負傷者の搬送先の選定、搬送先への被害情報の提供及びトリアージの実施等について医療機関と緊密な連携のとれた活動を行います。

#### 【トリアージ】

一度に多数の傷病者が発生した場合に、限られた資源のもとで最大効果を得るため、傷病者の緊急度や重症度によって治療の優先度をつけること

### 3 生活関連等施設における災害への対処等

#### (1) 生活関連等施設の安全確保

市長は、市が管理する生活関連等施設について、当該施設の管理者としての立場から、県警察、消防機関その他の行政機関に対し、支援を求めるなど安全確保のために必要な措置を行います。

## (2) 危険物質等に係る武力攻撃災害の防止及び防除

市長は、既存の法令に基づく規制措置を講ずるほか、緊急の必要があると認めるときは、当該措置に加えて、危険物質等の取扱者に対し、危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限等の措置を講ずべきことを命じます。

### 【生活関連施設】

発電所、浄水施設など国民生活に関連のある施設で、その安全を確保しなければ国民生活に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められるもの又はその安全を確保しなければ周辺地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設。

## 4 N B C 攻撃による災害への対処

### (1) 応急措置の実施

市長は、N B C 攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、退避を指示し、又は警戒区域を設定します。

### (2) 関係機関との連携

市長は、N B C 攻撃が行われた場合は、市対策本部において、消防機関、県警察、自衛隊、医療関係機関等から被害に関する情報や関係機関の有する専門的知見、対処能力等に関する情報を共有し、必要な対処を行います。

### (3) 汚染原因に応じた対応

市は、N B C 攻撃のそれぞれの汚染原因に応じて、国及び県との連携の下、必要な措置を講じます。

### 【N B C 攻撃】

核兵器等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器による攻撃

「Nuclear」（核）、「Biological」（生物）、「Chemical」（化学）

## 第8章 被災情報の収集及び報告

市は、電話等の通信手段により、武力攻撃災害が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の状況の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報について収集し、その収集した情報を県に報告します。

## 第9章 保健衛生の確保その他の措置

### 1 保健衛生の確保

市は、県と連携し避難先地域において、保健医療関係者による健康相談等の実施や健康診断、食品及び飲料水等の衛生確保のための措置を実施します。

## 2 廃棄物の処理

市は、大田原市地域防災計画の定めに基づいて、「震災廃棄物対策指針」等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備します。

### 第10章 国民生活の安定に関する措置

#### 1 避難住民の生活安定等

市及び市教育委員会は、被災した児童生徒等に対する教育に支障が生じないよう適切な措置を講ずるほか、市は、避難住民等の負担軽減のため公的徴収金の減免等必要な措置を講じます。

#### 2 生活基盤等の確保

市は、水道事業者又、道路等の管理者として、武力攻撃事態等において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずるほか、公共的施設を適切に管理します。

### 第11章 特殊標章等の交付及び管理

市長及び消防長は、赤十字標章等及び特殊標章等に係る事務の運用に関するガイドラインに基づき、具体的な交付要綱を作成した上で、それぞれの職員等に対し、特殊標章等を交付及び使用させます。

## 復旧等

### 第1章 応急の復旧

市は、武力攻撃災害が発生した場合には、安全の確保をした上でその管理する施設及び設備の被害状況について緊急点検を実施するとともに、被害の拡大防止及び被災者の生活確保を最優先に応急の復旧を行います。

### 第2章 武力攻撃災害の復旧

武力攻撃災害が発生したときは、国において財政上の措置その他本格的な復旧に向けた所要の法制が整備されるとともに、特に、大規模な武力攻撃災害が発生したときは、本格的な復旧に向けての国全体としての方向性について速やかに検討することとされており、市は、武力攻撃災害の復旧について、国が示す方針にしたがって県と連携して実施します。

### 第3章 国民保護措置に要した費用の支弁等

#### 1 損失補償及び損害補償

##### (1) 損失補償

市は、国民保護法に基づく土地等の一部使用等の行政処分を行った結果、通常生ず

べき損失については、国民保護法施行令に定める手続等に従い、補償を行います。

## (2) 損害補償

市は、国民保護措置の実施について援助を要請し、その要請を受けて協力をした者がそのために死傷したときは、国民保護法施行令に定める手続等に従い損害補償を行います。

### 緊急対処事態への対処

市は、緊急対処事態は、原則として、武力攻撃事態等におけるゲリラや特殊部隊による攻撃等と類似の事態が想定されるため、緊急対処事態対策本部の設置や緊急対処保護措置の実施などの緊急対処事態への対処については、警報の通知及び伝達を除き、原則として武力攻撃事態等への対処に準じて行います。

## 避難施設一覧

名 称	所在地	名 称	所在地
大田原体育館・武道館	本町 1 丁目 1 番 1 号	大田原市立湯津上中学校	湯津上 5 番地 573
大田原市立大田原小学校	城山 1 丁目 4 番 36 号	大田原市立湯津上小学校	湯津上 1156 番地
大田原市立西原小学校	美原 3 丁目 2 番 8 号	大田原市立岩舟台幼稚園	湯津上 1163 番地 1
大田原市立紫塚小学校	紫塚 1 丁目 7 番 1 号	大田原市湯津上農村環境改善センター	湯津上 5 番地 776
大田原市立大田原中学校	美原 1 丁目 14 番 2 号	大田原市立佐良土小学校	佐良土 901 番地 3
大田原市立若草中学校	若草 2 丁目 1234 番地	大田原市さらい保育園	佐良土 937 番地
栃木県立大田原高等学校	紫塚 3 丁目 2651 番地	大田原市立蛭田小学校	蛭田 1720 番地
栃木県立大田原女子高等学校	元町 1 丁目 5 番 43 号	大田原市しながわ保育園	蛭田 1981 番地 25
大田原東地区公民館	若草 1 丁目 1287 番地 1	大田原市立黒羽小学校	黒羽田町 525 番地
栃木県立県北体育館	美原 3 丁目 2 番 62 号	大田原市立黒羽中学校	黒羽田町 222 番地
大田原市勤労者総合福祉センター	浅香 3 丁目 3578 番地 747	大田原市立片田小学校	片田 973 番地
大田原市勤労青少年ホーム	美原 1 丁目 1 番 4 号	大田原市立川西中学校	黒羽向町 1555 番地
大田原市立金田北中学校	市野沢 2067 番地	黒羽・川西地区公民館多目的ホール	黒羽向町 418 番地 4
大田原市立市野沢小学校	市野沢 2077 番地	黒羽・川西地区公民館	黒羽向町 418 番地 4
大田原市立羽田小学校	羽田 644 番地	大田原市立川西小学校	黒羽向町 618 番地
大田原市立奥沢小学校	奥沢 175 番地	大田原市立蜂巣小学校	蜂巣 295 番地
大田原市立金丸小学校	南金丸 1640 番地	大田原市立寒井小学校	寒井 244 番地 35
大田原市立金田南中学校	南金丸 1870 番地 4	大田原市立両郷中央小学校	中野内 809 番地
金田北地区公民館	市野沢 1988 番地 1	大田原市立両郷中学校	中野内 580 番地
金田南地区公民館	南金丸 1870 番地 5	大田原市立須賀川小学校	須佐木 540 番地
大田原市立親園小学校	親園 618 番地	大田原市立須賀川中学校	須佐木 28 番地
大田原市立親園中学校	花園 1 番地 87	大田原市川上健康増進センター	川上 184 番地
大田原市立宇田川小学校	宇田川 829 番地	旧須賀川小学校	須賀川 1740 番地 1
大田原市親園農村環境改善センター	親園 1973 番地	大田原市交流促進センター若杉山荘	大輪 675 番地 22
大田原市立薄葉小学校	薄葉 2014 番地	大田原市黒羽農業構造改善センター	須佐木 53 番地
大田原市立野崎中学校	薄葉 2250 番地	美原公園	美原 1 丁目 15 番 25 号
大田原市立石上小学校	上石上 1528 番地	大田原市消防庁舎裏城山公園	城山 2 丁目 16 番 1 号
野崎研修センター	下石上 1695 番地 8	大田原市山村開発センター	前田 1014 番地
大田原市立佐久山小学校	佐久山 2271 番地	黒羽体育館	前田 1020 番地
大田原市立佐久山中学校	佐久山 4427 番地 107	大田原市ピアートホール	堀之内 656 番地 1
大田原市立福原小学校	福原 1132 番地	大田原市黒羽運動公園	大輪 1726 番地
大田原市ふれあいの丘青少年研修センター	福原 1411 番地 22	大田原市くろばね保育園	堀之内 641 番地 1
佐久山地区公民館	佐久山 2287 番地 1		

大田原市国民保護計画

平成20年3月

発行 大田原市総務課

〒324-8641 栃木県大田原市本町1-4-1

TEL 0287-23-8702 FAX 0287-22-4485

<http://www.city.ohawara.tochigi.jp>